

東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

東大和市小口事業資金融資条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）中「及び保証人」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、融資のあつせんを受けようとする者が法人であるときは、原則として、当該保証に加えて、当該法人の代表者個人である連帯保証人の保証を必要とする。

第9条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。